

新潟県立学校学習用タブレット端末等貸与要領

令和3年9月1日 制定

令和4年3月15日 改正

(目的)

第1条 この要領は、ICTを利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、新潟県立学校（以下、「県立学校」という。）に在籍する生徒に対する学習用タブレット端末等の貸与に関して必要な事項を定め、適切な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習用タブレット端末等 県立学校での学習活動に必要な不可欠な文具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じた、義務教育課又は高等学校教育課が学習に用いるために調達したタブレット型情報端末及び付属品をいう。
- (2) 学校 学習用タブレット端末等を利用する当該児童生徒が在籍する県立学校をいう。
- (3) 校長 県立学校の校長をいう
- (4) 学校外 学校の管理下ではない自宅等の場所をいう。

(貸与物品)

第3条 この要領により貸与を行う物品（以下、「貸与物品」という。）は、学習用タブレット端末等とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、県立学校に在籍する児童生徒であり、学習活動において使用することを目的とした場合とする。

(管理)

第5条 校長は、貸与状況を常に明らかにするために物品貸付簿（様式第1号）を備えなければならない。

- 2 校長は、貸与状況に変更が生じたときは物品貸付簿に記載するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与の期間は、校長が貸与を決定した日から、校長が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

(貸与料)

第7条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

(貸与の申請)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、新潟県立学校学習用タブレット端末等貸与に係る借受書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の借受書の提出を受け、これを審査し、適当と認めるときは、貸与を決定するものとする。

(貸与物品の変更)

第9条 校長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により貸与を受けた者(以下「利用者」という。)に貸与した貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱)

第10条 利用者は、貸与物品について細心の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (4) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
- (5) 貸与物品を利用し、他者に対して危害を加えること。
- (6) 貸与物品にソフト(アプリケーション)をインストールすること。
- (7) その他、貸与物品の利用において、貸与の目的に反すること。

3 利用者は、校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第11条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信については、利用者の責任において行うこと。
- (2) 必要に応じて、校長が貸与物品の利用履歴(インターネットの利用履歴を含む。)を確認することに同意すること。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第12条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
- (2) 学校の学習専用回線以外のインターネット通信に係る経費

(紛失・盗難又は損傷の届出)

第13条 利用者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・損傷届(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、利用者の故意又は重大な過失によって損害を与えられたと校長が認めるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。ただし、県及び学校に対しての債務については、極度額をタブレット端末代金相当額として35,000円とする。

2 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、県及び学校は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消し)

第15条 校長は、第6条の貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。

(2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(3) 利用者が、第10条及び第11条の規定に違反したとき。

(4) 利用者が貸与物品に代わる自己の情報端末を使用することなどにより、貸与物品が不要になったと認められるとき。

(5) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第16条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条の規定により貸与決定の取り消しを受けた場合は、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は、貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

4 利用者が、貸与中に加えた改変は、原則として貸与開始時の状況に回復（各種設定の復旧、保存データの消去等）した上で、返却しなければならない。

5 校長は、貸与物品が返却されたときは、当該貸与物品が正常に作動すること及び損傷箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第17条 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、本貸与要領に基づき、利用者が負担する県及び学校に対しての債務について利用者と連帯して保証する。

(事務手続きの代行)

第18条 貸与物品の貸与に関する事務は、所属職員のうちから校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、学校が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。